

保発 0 1 1 8 第 2 号
令和 5 年 1 月 1 8 日

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の
公布について (通知)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和 5 年政令第 10 号) が本日公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、御了知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第 1 改正の内容

高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 104 条第 2 項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成 19 年政令第 318 号) の一部を以下のように改正すること。

- ① 5 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 28.5 万円から 29 万円に改める。
- ② 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 52 万円から 53.5 万円に改める。

第 2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日